

## 第196回統計委員会 議事録

1 日 時 令和5年8月21日（月） 10:00～11:40

2 場 所 総務省第二庁舎7階大会議室及びWeb会議

3 出席者

### 【委員】

椿 広計（委員長）、津谷 典子（委員長代理）、秋池 玲子、伊藤 恵子、川崎 茂、清原 慶子、佐藤 香、白塚 重典、菅 幹雄、富田 敬子、樫 浩一、福田 慎一、松村 圭一

### 【臨時委員】

宇南山 卓、小西 葉子、清水 千弘

### 【幹事等】

総務省政策統括官（統計制度担当）、総務省統計局長、総務省統計局統計調査部長、内閣府大臣官房政策立案総括審議官、内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官、厚生労働省政策統括官（統計・情報システム管理、労使関係担当）

日本銀行調査統計局参事役、東京都総務局統計部長

### 【事務局（総務省）】

佐藤大臣官房審議官

統計委員会担当室：萩野室長、植松次長

政策統括官（統計制度担当）：重里統計企画管理官、辻統計品質管理推進室参事官

4 議 事

- （1）諮問第174号の答申「農林業センサスの変更について」
- （2）諮問第175号の答申「全国家計構造調査の変更について」
- （3）諮問第177号「学校基本調査の変更について」
- （4）諮問第178号「国民生活基礎調査に係る匿名データの作成について」
- （5）部会の審議状況について
- （6）第IV期基本計画のフォローアップ審議の充実に向けて

5 議事録

○椿委員長 定刻より前ですけれども、委員全員おそろいになったと伺いましたので、ただ今から第196回統計委員会を開催いたします。

昨今の情勢に鑑み、会議の時間を短くするため、事務局による議事と資料の説明は省略とさせていただきます。

本日は、議事次第のとおり、答申、諮問、部会報告などについて説明があります。本日はこのような議事にしたいと考えます。

○萩野総務省統計委員会担当室長 本日、事務局にて、ウェブ画面上に資料を投影いたします。つきましては、委員の方々、説明者及び質疑対応者等におかれましては、御発言の際に、必ず資料名、ページ番号を冒頭にお示しいただくようお願いいたします。また、御質問される方、御回答される方、双方におかれましても、御発言の際には、冒頭、御自身のお名前をおっしゃっていただきますよう、お願いいたします。

○樫委員長 それでは、議事に入ります。

諮問第174号「農林業センサスの変更」の答申案につきまして、産業統計部会部会長の川崎先生から、御説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○川崎委員 おはようございます。川崎です。それでは、「農林業センサスの変更」に関する答申案について御報告します。

本件につきましては、5月の統計委員会で諮問された後、部会を6月5日、6月26日、7月6日、そして、8月4日と4回行いました。

今回の諮問については、変更が多岐にわたっており、部会審議の過程でも多数の修正意見が示されました。結果として、今日御報告する答申案は、統計調査の答申案としては近年にないページ数となっておりますが、これもひとえに4回にわたる部会で精力的かつ建設的に、密度の高い議論を重ねていただいた結果だと思えます。御参加いただいた皆様に、この場を借りて、厚く御礼申し上げます。

さて、今回の答申案の内容ですが、3回目までの部会審議の状況につきましては、6月と7月の統計委員会で報告しておりまして、その範囲については既に御説明した方向性で答申案を取りまとめております。この場では、4回目の部会審議の結果、意見を付けた部分を中心に、ポイントを絞って御説明したいと思います。

では、資料1を御覧ください。

まず、答申の形式的なところですが、今回の答申案についてはページ数が多く、構成が多少複雑でしたので、冒頭の1ページに目次を付けることといたしました。2ページ目以降が答申の本文ということになります。このような目次の項目に沿って、御説明させていただきます。

まず、承認の適否ですが、これが全体的な結論として書いてあります。これについては変更を承認して差し支えないとしております。

ただし、その次の(2)理由等のところで多くの意見を示していますので、それらについて計画の修正などが必要としております。

この後、(2)で個々の変更事項について説明しておりますが、まず、大きく見ますとア、イ、ウに分かれておりまして、この3区分で記載しております。

最初のアのところは農林業経営体調査について、それからイのところは農山村地域調査票、集落調査用の調査ですね。それから、その他の事項、その3つの区分ということになります。

最初に、アの農林業経営体調査について御説明します。

まず、(ア)ですが、(ア)の調査票様式の再構成については適当であると判断しました。

その次の(イ)については大きな議論がありましたので、それを反映した結論としてい

ます。ここでは、労働力に関する事項と、それ以外に関する事項に大きく分けて記述しているというのが（イ）のところです。

まず、①のところを御覧ください。農林業の労働力に関する事項についてですが、変更内容の概要を2ページから3ページにかけてのa及びbで説明しております。

aでは、3ページの図表1に示しておりますが、前回調査において大幅に拡大した個人別属性情報の把握対象者の範囲を、農作業の経営内部の者に限定する計画が記述されております。

この部分に関する結論としましては、把握対象者の範囲の変更については、少し飛びましてcのところになりますが、このところに、適当であるとしております。

それから、次にbという項目の方に少し戻りますが、a以外の変更について記述をしておりまして、その詳細は、別紙になりますので、特に表示していただかなくてよろしいと思いますが、13ページから14ページにかけまして、別紙1に整理してあります。これはかなり詳細なものなので、いろいろ書いてありますが、そのような変更があるということです。

これらの変更についての結論は、3ページに戻りまして、dのところに記述しております。ここでは、審議の結果、全体としては了承するとしておりますが、その一方で、幾つかの点について課題を指摘するとともに、修正が必要であるということ指摘しています。

先に後段の部分、dのところの2行目の後半のところについて申し上げますと、設問文、調査票の構成、注意書など調査票の詳細に関する事柄について修正が必要であるということ指摘しております。

この具体的な内容につきましては、4ページ目の図表2のところ、変更を求める項目のリストを示しております、その上で詳細については15ページから17ページにかけて、別紙2に一覧表の形で掲げてあります。これはかなり詳細にわたりますので、ここでの御説明は省略させていただきたいと思います。

それ以外に、大きな議論があった点について、重点的に申し上げたいと思いますが、これについては、戻りまして3ページから4ページにかけまして、i)からiii)までの部分で指摘事項として記載しております。

まず、i)ですが、これは調査で用いる用語の問題として、前回の調査時に用いていた「農業（管理労働を含む。）」という用語を「農作業（管理労働を含む。）」に変更するということとされているのですが、農地での労働を想起させる言葉である「農作業」という概念にデスクワークなどの管理労働を含めるということになりますが、これについて、審議の中では定義が正確に伝わらないのではないかという強い懸念が示されました。そこで、調査の実施過程において、農林水産省の方で、報告者はもとより、調査実施に当たる調査員等の関係者にも誤解や混乱なく対応できるように適切な対応を取っていただくということを前提として了承したということでもあります。

それから、次の4ページに進みまして、ii)ですが、ここは先ほど触れた個人別属性情報の簡素化の一環として、世帯員の続柄の把握を取りやめるという計画となっておりますが、これに関しましては、世帯経営の実態を把握・分析する上での重要性から、少なく

とも農作業に従事する世帯員については、個人別に継続して把握することが必要であるということを指摘しています。

そして、iii) ですが、これは今回の変更により把握を取りやめることとされている農作業に従事しない世帯員の属性情報について書いたものです。審議においては、これについて継続して把握することの必要性が指摘されました。これに対して、農林水産省からは、報告者負担や事務負担の観点から、継続は困難であるとの説明がありました。

一方で、今回の変更では、世帯員全員についての男女別、年齢階級別の表が追加される予定となっております。農作業に従事しない世帯員についても、最小限の情報は継続して把握されるという状況となっております。このようなことを勘案しまして、農作業に従事しない世帯員を含む世帯全体の構成については、把握の必要性や調査にまつわる様々な負担などの観点を含めて、次回調査の企画時において、改めて検討するということを前提としまして、この変更案を了承するということといたしました。

以上のとおり、この項目につきましては様々な意見がありまして、そのようなことから、労働力に関する調査事項の変更全体の評価としては、3ページのdの冒頭にありますとおり、「おおむね適当」という表現ではなくて、「一定の合理性を認める」という表現を使っております。これについては前回も少し申し上げましたとおりで、全面的に可ということではないですが、進めていただいて結構だという認識ということであります。

次に4ページに進みます。②です。これは労働力以外に関する事項ということになります。

変更内容の詳細については、18ページの別紙3に整理しておりますが、これについては、説明は省略をさせていただきたいと思っております。

このうちの追加事項については、施策上の必要性から、また、削除事項については、利活用の状況や調査票全体の優先順位を検討した結果であるということが確認され、審議では、おおむね適当という結論としておりますが、一部の変更につきましては、19ページから20ページの別紙4というところで整理しておりますが、修正する必要があるということを指摘しております。

農林業経営体調査について意見を付しましたのは以上のとおりです。それ以外に、5ページ目で調査方法の変更、それから集計事項の変更につきましても言及しておりますが、これはいずれも適当としております。

以上が農林業経営体調査の説明ということになります。

続きまして、答申案6ページ目の方に進みますが、これはいわゆる農業集落調査についてということになります。

農業集落調査につきましては、答申案の6ページから9ページにかけて記載しておりますが、説明の前に、農業集落調査と農業集落に関する統計、いわゆる集落統計の関係につきまして、いま一度、付言させていただきたいと思っております。

農業集落調査は、集落における寄り合いの開催状況や地域資源の保全活動などを調査事項とする調査ということで、農業集落に関する様々なデータのうちの一部を把握するという位置付けとなっております。一方、集落統計、農業集落を構成するデータは、農業集落

調査だけではなく、農林業経営体調査や調査以外の方法によって得られるデータも含まれておりまして、それらは集落ごとに、集落別の統計として、農林水産省から公表されております。

今回、農業集落調査の対象外になる集落が一部ありますが、それらの集落についても、農業集落調査以外から得られるデータは引き続き公表され、利用できる農林水産省から聞いております。

さて、そのような位置付けの農業集落調査ということですが、答申の内容について申し上げますと、今回の変更に関する審議の結果については、前回及び前々回の委員会で詳しく説明させていただきました。

農業集落調査については、答申案の6ページから9ページにかけて記載してありますが、代表的なところだけ申し上げますと、候補者名簿の作成方法や報告者の選定方法について、7ページのcのところに記述しております。こちらを御覧いただけたらと思います。

そこに記載しておりますとおり、今回の計画については一定の合理性があるという認識で、計画どおり実施することを容認すると考えております。

ただし、今回、農業集落調査全体として、調査事項を維持すること以外につきましては大幅な見直しが計画されておりますので、今回の調査実績を詳細に把握し、次回調査に向けて、よりの確で効率的な情報収集の方法を検討することが重要な課題であるということだと考えています。

この点につきましては、12ページの今後の課題、(3)のところにおいて指摘しております。その際、今回の調査における実績把握に関し留意すべき事柄や今後の検討に当たっての視点も併せて記載しております。

以上が農業集落調査についてということです。

続きまして、答申案の9ページの下の方から、ウ、その他の事項、それから10ページの方では、前回答申の課題対応、それから11ページの今後の手続の整理というところに進んでいきたいと思っております。

これにつきましては、7月の統計委員会で御説明したとおりであり、特に意見を付けておりませんので、説明は割愛させていただきたいと思っております。

それから、最後になりますが、今後の課題についてですが、これは答申案の12ページになります。このうち、(2)については農林業経営体調査の労働力に関する調査事項のところ、また、(3)については農業集落調査のところそれぞれ説明しておりますので、繰り返しは省略させていただきます。

それ以外の事項が(1)に記載されておりまして、これは農業の労働力について審議している過程で、今後、外国人労働力への一層の需要の増加が見込まれるということを踏まえて、外国人の従事状況を把握する必要性が指摘されました。このため、その検討について、今後の課題としていきます。

以上、かなり分量も多い答申案となっておりますが、農林業センサスの答申案は以上です。説明終了いたします。

○樫委員長 御説明ありがとうございました。

それでは、ただ今の御説明につきまして、何か御質問等あれば、よろしくお願ひいたします。

よろしいでしょうか。

特に御質問がないようですので、私の方で取りまとめたいと思います。

今回の諮問につきましては、審議事項が非常に多い中、限られた時間の中で、大変精力的に密度の高い議論が行われたと聞いております。その結果、農林業経営体調査の調査票について、多くの修正意見が示されたほか、農林業経営体調査、農業集落調査とともに、今後の課題も示されているところです。これまでの「おおむね適当」というのとは少し違ったニュアンスの文章になっていることもお気づきのとおりです。

このうち、個人経営体における世帯の構成につきましては、農業経営体の大半を個人経営体が占める中、引き続き重要な情報だと思っておりますので、部会で示された意見を踏まえ、把握内容と把握方法につきまして、今後も検討していただきたいと思うところです。

また、農業集落調査につきましては、様々な制約の中、現状において実施可能で現実的な計画と認識してはおりますが、今回、大変大きな変更が予定されており、実際に調査をする中で、改善の余地や課題が具体的に見えてくるのではないかと考えます。今回の計画による実施状況を丁寧に把握して、次回調査に向けた検討につなげていただければと考えるところです。

それでは、答申案についてお諮りしたいと考えます。農林業センサスの変更についての本委員会の答申は、資料1の案のとおりとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**○樫委員長** どうもありがとうございました。それでは、答申案のとおりといたします。

川崎部会長をはじめ、産業統計部会に所属された委員の皆様方、部会の審議、今回、非常に異例な積極的な活動、今回の諮問、答申文を見せていただいただけでも、これまでとはかなり違う、積極的かつ、いろいろなコミュニケーションをされ、部会の審議自体も非常によく分かるような答申というものは、なかなか今までなかった事例ではないかと思えます。今回の本部会での御審議の在り方、今後もいろいろな統計委員会の中で参考にさせていただきたいと思えます。本当に長期にわたる密度の高い御審議、心から感謝申し上げます。どうもありがとうございます。

それでは、次の議事に入らせていただきます。諮問第175号「全国家計構造調査の変更」の答申案につきまして、人口・社会統計部会の部会長の津谷先生から御説明をお願いしたいと思います。津谷先生、よろしくお願ひいたします。

**○津谷委員** それでは、「全国家計構造調査の変更」の答申案について、御報告いたします。

本件については、6月の委員会で諮問された後、計2回の部会審議を行い、書面審議による議決を経て、資料2のとおり取りまとめました。以下、資料2に基づき、ポイントを絞って御報告いたします。

まず、1ページの「承認の適否」ですが、結論として、今回の変更については、承認して差し支えないといたしました。ただし、「ウ 報告を求める事項の変更」については、「計画の修正が必要である」としております。

では、承認の理由について、項目ごとに御説明いたします。

まず、1 ページからの「ア 令和元年調査の見直しの評価と令和6年調査への反映」については、委員会としての評価を3 ページに記載しております。

前回の委員会で御報告したとおり、令和元年調査の見直しは、一定程度、その目的を達成できたものと評価でき、家計に関する統計の体系的整備の進展にも寄与したものと考えられること、また、令和元年調査に対する検証結果を踏まえた上で、その体系の大枠を継承しつつ、必要な変更を講じるものとなっていることから、5年前の平成30年答申における今後の課題への対応として、おおむね適当と整理をいたしました。

なお、委員から、調査世帯の代替選定に係る分析方法や報告者負担の把握方法などについて御意見をいただいたことを踏まえて、実査の結果を踏まえた次回調査の改善に資するという観点から、引き続き、非標本誤差を含めた結果精度の評価や、報告者及び地方公共団体の負担の実態把握の手法の改善について、検討する必要があることを「今後の課題」として指摘することとしております。

3 ページの「イ 調査方法の変更」については、前回の委員会で御報告したとおり、適当と整理をいたしました。

同じく3 ページの「ウ 報告を求める事項の変更」については、変更内容の一部について、2 回目の部会において引き続き審議を行いました。

報告を求める事項の全体の評価としては、4 ページに記載したとおり、正確な実態把握の観点から、おおむね適当と整理をいたしました。

個別の事項については、「教育」の選択肢について、より正確な回答を確保するため、国勢調査などと合わせて、「未就学・その他」を「未就学」などと修正するとともに、5 ページに記載したとおり、家計簿に「賃金のデジタル払いの額」の欄を新設することについては、概念上のまぎれがないように、家計簿の該当ページの表記を修正する必要があることを指摘することといたしました。

また、デジタル社会の進展に伴い、今後も収入や消費支出の形態の多様化や、それに伴う統計ニーズの多様化が進展することが予想されることから、引き続き、適切な調査方法や統計ニーズへ対応した結果表章について、検討する必要があることを「今後の課題」として指摘することとしております。

続いて、5 ページの「エ 公表の期日の変更」については、「家計収支に関する集計」の公表期日を1 か月後ろ倒しし、令和7年12月とする計画ですが、これについては特に問題ないと整理いたしました。

6 ページの「オ 調査票情報の保存期間の変更」については、記入済みの調査票の保存期間を「2年」から「3年」に変更する計画ですが、これについては平成30年答申における「今後の課題」に対応し、日本標準職業分類に準拠した結果表章を行った実績や、調査票の利活用実態を踏まえたものであり、特に問題ないと整理をいたしました。

続きまして、「2 平成30年答申における「今後の課題」への対応状況」についてです。

前回答申では、6 ページの枠囲みの（1）から（3）について、今後の課題としていたところ です。

課題の「(1) 家計に関する統計の体系的整備に向けた検討」及び「(2) 今回の変更を踏まえた調査手法等の更なる改善」については、冒頭で申し上げたとおり、おおむね適当と整理をいたしました。

「(3) 日本標準職業分類に準拠した結果表章の充実」については、先にも述べたとおり、令和元年調査において、日本標準職業分類に準拠した特別集計を行っており、令和6年調査においても、同様の対応を行う予定としていることから、適当と整理いたしました。

最後に、7ページの「3 今後の課題」では、今、申し上げた2つの検討課題を指摘しております。1つ目は、非標本誤差を含めた結果精度の評価や、報告者及び地方公共団体の負担の実態把握の手法の改善について検討すること、2つ目は、デジタル社会の進展を踏まえ、適切な調査手法や統計ニーズへ対応した結果表章について検討することです。

私からの説明は以上でございます。

○**椿委員長** 御説明ありがとうございました。

それでは、ただいまの津谷先生の御説明につきまして、何か御質問等あれば、よろしくお願いたします。よろしいでしょうか。

大変恐縮です。樋先生、手が挙がっております。樋先生、よろしくお願いたします。

○**樋委員** 樋でございます。この答申案については、全く異議はございません。大変難しい調査の変更について、立派な答申案をまとめていただきまして、大変ありがとうございます。

やや場違いでありますけれども、このような機会は、めったにございませんので、一般的な利用者として、細かなことですが、全国家計構造調査について、個人的な要望をさせていただきたいと思っております。

まず1点目は、前回調査から家計簿の記入期間が2か月になっており、2014年は遡及結果があるので比較ができますが、それ以前と比較ができなくなっていることについてです。比較可能な過去の結果が多いほど、今後の調査の価値も高まると考えますので、何らかの方法で、それ以前の遡及結果を出していただければと思っております。

個票データは、1999年以降のものが提供されているので、遡及は可能なのではないかと考えております。

2点目は、格差の問題です。前回調査で格差の問題について、公表される集計結果が拡充されたことは非常にありがたいことだと思っております。しかし、私のような一般的なユーザーとしては、もっと単純な指標の方が使いやすと思います。例えば、中央値が非常に分かりやすと思いますので、このような数値を積極的に公表していただけないかと思っております。

ただ、利用者として困っているのは、この調査の中で中央値の定義が、複数あることです。公表されている概要でもそうですが、例えば、家計資産の総額の中央値は債務超過でマイナスの世帯も含んだものの中央値となっているのに対して、金融資産の残高の中央値は、金融資産ゼロの世帯を除いた中央値となっています。これはよく読めば分かりますが、中央値は、教科書では一般的に全ての分布の中央とされているので、この調査の金融資産の残高の中央値が、しばしば誤って理解されています。是非金融資産ゼロの世帯も含む中

央値も表示していただければと思います。

個人的な感想で、どの程度の方が同じようなことを思っているのか分かりませんが、このような希望もあったということ、関係者の方に御記憶いただければ結構でございます。

以上、時間を頂戴して申し訳ございませんでした。

**○樫委員長** 樫先生、どうもありがとうございました。そのような御意見があったということを議事録に留めて、次回以降の調査の計画等々、あるいは集計に対して反映いただけるような検討をいただければと思います。どうもありがとうございました。よろしいでしょうか。

ほかに御意見、御質問等ございますでしょうか。

それでは、答申案に関する取りまとめを行いたいと思います。

前回調査の、大規模な見直しにつきましては、調査実施者において、多様な観点から真摯に検証が重ねられており、一定の効果を上げているとのことでした。まずは、その点について、私としては評価したいと思います。

その上で、結果精度の評価や負担の実態把握について、今後も改善を図っていくということは、いわゆる公的統計の総合的品質管理におけるP D C Aサイクルを有効に回していくために非常に重要なことであり、本調査のように、適切にP D C Aを回していくという取組が、ほかの統計調査における模範となるということも期待できればと考えているところです。

また、デジタル社会の進展に併せた調査や集計の方法の検討につきましても、大変重要な指摘と考えます。

総務省におかれましては、本答申案を踏まえて、P D C Aを含め、引き続きの取組をお願いできればと思います。

それでは、答申案についてお諮りしたいと思います。「全国家計構造調査の変更」についての本委員会の答申は、資料2の案のとおりとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**○樫委員長** どうもありがとうございました。それでは、答申案のとおりしたいと思います。

津谷部会長をはじめ、人口・社会統計部会に所属された委員の皆様方、部会での御審議、ある意味で、P D C Aを適切に回していくことをチェックいただいたことを含めて、感謝申し上げたいと思います。どうもありがとうございました。

**○津谷委員** どうもありがとうございました。

**○樫委員長** それでは、次の議事に入ります。

諮問第177号「学校基本調査の変更について」、総務省政策統括官室から、御説明よろしくをお願いいたします。

**○内山総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官** 総務省政策統括官室の統計審査官、内山でございます。私からは文部科学省が実施する学校基本調査の変更について説明をいたします。資料は3-1、それから3-2となります。

資料3-2の冒頭、諮問文にありますとおり、文部科学大臣から学校基本調査の変更申

請を受けましたので、総務省において、承認の適否を判断する、その手続の一環として、統計委員会の御意見をお聴きするというものでございます。

具体的な説明につきましては、資料3-1、横長の概要資料で行いますので、そちらを御覧いただければと思います。

資料をめくっていただきまして、1ページ、こちらは諮問案件の説明の導入といたしまして、今回、諮問する調査と、それ以外の主な関連調査との関係などについて、参考情報としてまとめたものでございます。今回は、文部科学省が行っている基幹統計調査の一覧表として作成いたしました。簡単に触れます。

文部科学省においては、現在、学校、それから教育関連で4つの基幹統計調査を実施しています。今回、諮問対象になる学校基本調査、これが中核的な位置付けを有するというものですが、そのほかに児童・生徒の発育状況、あるいは健康状態を把握する学校保健統計調査、これも毎年ということで行われています。そのほか、学校における先生方の配置、あるいは異動状況、こちらを見る学校教員統計調査が3年周期、そして、学校とは別になりますが、社会教育施設全般、こちらについての設置、あるいは活動状況を把握する社会教育調査、こちらも3年周期で行われています。

学校保健統計調査と学校教員統計調査につきましては、一番左側の欄に括弧書で記載しておりますが、いずれも令和3年度に答申をいただいた実績がありますが、今回諮問する学校基本調査、この審議の後、この秋には、一番下、社会教育調査についても諮問になる可能性があるという状況でございます。

それでは、学校基本調査の個別説明に入ります。2ページでございます。

本調査の概要をまとめたものですが、調査票の種類などを表形式で示しておりますが、この調査、学校に関する情報について、様々な角度から多様な調査票により調べるというものです。

調査方法については、郵送又はオンラインということで、基本的に5月1日現在で情報を収集していますが、その年の8月には速報、年末には確報ということで、かなり速いスケジュール感で公表がなされています。

次の3ページ目ですけれども、このような学校基本調査の主な利活用について、幾つか例示をしております。学校に関する最も基本的な全数調査ということになりますので、他の調査の母集団情報としての利用も含めて、行財政上の利用など、様々な活用されています。また、今回の変更にも直結しますが、一番下、赤く網かけで色を変えております。国際機関、OECDへのデータ提供という利活用も大きな柱になっております。

では、今回、どのような変更が予定されているかということについて、4ページ以降でまとめております。大きく2点でございます。順に御説明いたしますけれども、いずれもOECDへのデータ提供の充実という観点が共通しております。

1つ目の変更ですが、高等教育機関について、学校種を問わず、横断的に、入学者数、それから卒業生数を年齢別に把握するというものでございます。

4ページ目の下に表を付けておりますが、それを御覧ください。

この調査では、高等教育機関について、学校種を大きく4つの区分に分けております。

現状において年齢別に把握しているのは一番上、大学、大学院、短期大学の入学者数のみとなっています。現行計画の欄に丸が付いているのが、それを表しております。これを、今回の変更によりまして、基本的に全ての区分について、入学者、卒業者ともに年齢別の人数を把握しようというもので、変更案の欄に赤い丸を付けているのが、それに当たります。

注1に記載しておりますが、高等専門学校の入学者数、これのみは中学卒業後、15歳で入学されることがほとんどということもありまして、年齢別の調査事項を追加しておりませんが、それ以外については年齢別に把握するという計画です。

この変更に至った理由でございますが、4ページ目の上、枠囲みの中に記載しておりますとおり、国際的要因と、それから国内的要因の両方がございます。

まず、国際的な要因といたしましては、OECDに対して、年齢別の詳細なデータ、これを提供するということがあります。これまで文部科学省においては、高等教育機関の入学者、卒業者の数について、合計数を提供しておりましたが、OECD側は、これまでも可能であれば年齢別の人数の提供を求めており、今回の変更によりまして、これに対応しようというものです。

また、国内的要因につきましては、②に記載しておりますが、就業者における学び直しなどが政策課題となる中で、学校種ごとの区分ごとに社会人の進学状況、これが把握できれば支援策を検討する上で有用と考えられるものでございます。

このような理由から、調査事項の追加が計画されておりますが、調査票で具体的にどのようなイメージが追加されるかということにつきまして、次の5ページに示しております。

様式の第12号としていますが、これは入学者数と卒業者数を同じ様式で把握する大学通信教育の例ですが、御覧のような表が追加される予定で、様式第14号を用いる専修学校、こちらにも同じようなイメージが追加される予定です。

また、大学、大学院、短期大学につきましては、先ほども触れましたが、現行において、既に年齢別入学者数が把握されています。そこで、今回は様式の第30号という別の様式、卒業後の状況調査票という様式になりますが、その中において、年齢別の卒業者数の部分が追加される予定です。

ところで、今回の変更によりまして、高等教育機関の全ての学校に対して、調査事項の追加について協力を求めることとなりますが、文部科学省においては、今回の変更計画の立案に当たりまして、報告者になる全ての学校について、今回の変更事項について書いていただけるだろうかということで、回答の可否、それから調査の実施に当たっての要望について、アンケートが実施されています。その結果、多くの学校から対応可能という回答が得られておりまして、回答が難しいという学校につきましても、文部科学省が従前から提供している集計ツール、こちらに今回の変更を織り込んだものを提供するべく準備が進められているということで、一層の入力支援をするということが予定されています。

ただ、高等教育機関と一言で申しましても、規模、あるいは事務体制、様々でございます。一部の学校においては、年齢別の回答がどうしても書けないということがあり得るといって、今回、調査事項の変更、追加に当たりましては、変更イメージの右側の方に

ありますとおり、年齢不詳の欄を設けるということも予定されています。

なお、大学、大学院、短期大学の年齢別入学者数、これにつきましては、これまでも全ての学校から回答が得られているということから、今回の変更に関連して年齢不詳欄を設けるという変更はしないとされています。これが変更事項の1点目です。

2点目は、6ページから7ページになります。こちらは専修学校の関係になります。

専修学校で設けられている様々な課程、学科の中には、4年以上の就業など、一定の要件を満たす場合には、高度専門士課程という区分として扱われることとなりますが、今回の変更では、専修学校が設ける学科について、高度専門士課程に該当するかどうかということについて回答を求めるとともに、先ほど御説明をした年齢別入・卒業者数の追加に併せて、高度専門士課程の人数を内訳として把握するということが計画されています。

こちらの変更理由ですが、専ら国際的な理由ということで、OECDに対して、教育内容の実態に沿ったデータの提供を行うためとされています。

米印で補足説明を書いておりますが、OECDに対しては、国際教育標準分類、ユネスコが策定している統計フレームワークと聞いておりますが、この分類に沿った情報提供が求められていて、各国は自国内の教育制度の段階をゼロから8の9段階のいずれかに当てはめて提供しているとのことでした。

文部科学省におきましては、これまで専修学校の専門課程につきましては、課程の内容に関係なく、全て短大相当の第5段階として報告されておりました。しかし、資料の下にも参考として付けましたが、教育未来創造会議の第二次提言におきまして、国際標準教育分類における高度専門士課程、この位置付けの見直しという提言が出されました。これを受け、今後は高度専門士課程を学士課程相当である第6段階として報告するために区分した情報が必要になるということで、調査事項を追加したいというものです。

具体的な調査票のイメージが、7ページになります。高度専門士課程に該当するかどうかについて欄を1列設け、該当すればチェックを入れていただくというものです。また、今回、新たに追加する年齢別入学者・卒業者数の欄の下に、内数として、高度専門士課程を設けて、同様に年齢別に人数を書いていただくというものになります。

今回予定されている変更は以上となります。

今回の変更につきましては、国際機関への情報提供の充実といった観点が共通しておりますが、第IV期の公的統計基本計画に記載されているOECD等の国際機関への統計データの提供拡大に向けた検討、この方向にも沿った対応かと思われまます。また、変更申請に先立って、記入の可能性について、報告者の意見も聞き、あるいは記入支援についても準備、検討されているということで、現段階において、調査実施者としてでき得る対応をされているかと思われるところですが、以上の内容につきまして、御審議のほど、よろしくお願いたします。ありがとうございます。

○椿委員長 御説明ありがとうございました。

本件は人口・社会統計部会に付託し、同部会で審議いただくことといたします。

それでは、ただ今の御説明につきまして、何か御質問等ございますでしょうか。

清原先生、よろしくお願いたします。

○清原委員 ありがとうございます。清原です。ただ今の諮問について意見を申し上げたいと思います。

私は大変重要な変更を御提案いただいているのではないかなと思います。と申しますのは、私はこの3月から、改めまして第12期の文部科学省中央教育審議会の委員を拝命しているのですけれども、検討課題として、いかに日本の教育の特徴について、OECDをはじめとする国際比較の中で適切に把握し、問題の所在を確認し、具体的な教育政策を検討していくかということが重要になっております。したがって、できる限りOECDをはじめとした国際比較可能な統計を収集しようという方針については適切であると思います。

2点目に、例えば、4ページで調査事項の変更の1として、「高等教育機関における学校種を問わず、横断的に、年齢別入学者数・年齢別卒業者数を把握する」とあります。この理由の一つについて、もちろんOECDとの比較可能性を1点目には挙げていらっしゃるのですが、2点目には、「リスクリング」、「学び直し」が政策課題となると位置付けています。実際、中央教育審議会の大学分科会においても、また、私が分科会長を務めております生涯学習分科会においても、重要な検討課題に、今期は「リカレント教育」、「リスクリング」を改めて位置付けております。その中で、例えば、生涯学習分科会では、経団連、そして連合の委員からも話題提供をしていただいているのですが、現実社会において、やはり高等教育における年齢別入学者数・年齢別卒業者数のデータというのは重要な取組の根拠となるということを確認したところでございます。したがって、今後、少子・長寿化が進む中、また、社会経済のデジタル化が進む中で、多様な人材が積極的に意欲的に「リスクリング」、「学び直し」ができるような「リカレント教育」の環境を作っていくという政策課題の検討のためにも、国民の視点に立ったデータが必要です。そこで、今回の諮問について、大変有用であるという認識を持ちましたので、意見として申し上げました。どうぞよろしく願いいたします。

○樫委員長 どうもありがとうございました。今回の変更内容が非常に教育政策においても意義のあるものではないかという御意見を頂戴したと思います。

伊藤先生、手が挙がっています。伊藤先生、よろしく申し上げます。

○伊藤委員 伊藤です。御説明どうもありがとうございました。

私も先ほど清原先生御指摘のように、多様性がだんだん重んじられる中で、年齢についても詳細に把握していくというのは意義があると思っております。

年齢不詳を追加するという件で、スライド5ページ目かと思いますが、この年齢不詳を今回設けるということに関しては、現時点で特に異議はありません。お尋ねしたいのは、OECDの統計の方で、年齢不詳という欄に報告しているのは、ほかの国ではどれくらいあるのでしょうか。例えば、詳細に年齢別の報告をしている国が幾つかはあると思いますが、そういった詳細に報告している国においても、年齢不詳欄への回答もあるということでしょうか。

今回、年齢不詳欄を設けるということについては、取りあえず異議はありませんが、こちらに書かれているように、自動計算ツールといいますか、何かデータベース化するよう

なツールを国側から学校に提供していくというのが望ましいのではないかなと思います。

今回、年齢別に、比較的細かく統計を取るようですし、今後も更にこのような教育の多様性というものが重視されるようになってくると、より詳細な統計が必要になってくる可能性もあるかと思います。これまでは各学校が独自にデータベースを持って集計するという形だったのだらうと思いますが、データベース化することを支援するような何かシステムというのを提供していく、そこを少し考えていく必要があるのではないかということを感じました。今後、そういったことも、もちろん統計を収集するためだけではないと思いますが、多様な学生、学校の情報をしっかりとデータベースに入れていくという方向も少し考えていっていただきたいなと思いました。

以上です。ありがとうございました。

○樫委員長 どうもありがとうございます。御質問いただいているようなので、御回答いただけますでしょうか。

○内山総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官 本日、事情によりまして、文部科学省は、ウェブでの参加ということなので、聞こえておりましたら、お答えいただけると幸いです。いかがでしょうか。

○枝文部科学省総合教育政策局調査企画課長 御質問と御意見賜りまして、ありがとうございます。文部科学省総合教育政策局で調査企画課長をしております枝と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

ただ今いただきました御質問の点ですが、OECDの調査票の方にも年齢不詳欄というのがありまして、各国の方から、そういった年齢不詳の者がいれば、そこに記入して提出できるような仕組みとなっているところです。実際、今、各国がどれぐらい年齢不詳で回答しているかというのは、手元にすぐデータが出てきませんが、いずれにしても、そのようなことが想定された調査票になっているということです。

それから、ツールの提供に関しましてですが、今、御指摘いただきましたデータベース化するようなツールの提供ということにつきましては、いただいた御意見を踏まえて、どのようなことができるか検討していければと考えております。

御意見賜りまして、ありがとうございました。

○樫委員長 御回答ありがとうございます。伊藤先生、よろしいでしょうか。

○伊藤委員 ありがとうございます。引き続き、よろしくお願いいたします。

○樫委員長 どうもありがとうございました。

ほかに御質問。白塚先生、よろしくお願いいたします。

○白塚委員 白塚です。

私もこの年齢別の統計、追加することは非常にいいことだと思いますが、OECDの報告の統計のカバレッジも上がるということで、それもいいことだと思いますが、これで、この年齢別の情報を追加することで、OECDのEducation at a Glanceで要求されているような情報というのは、ほぼ網羅されるという理解でよいのでしょうか。それとも、もし欠けているものがあれば、教えてほしいです。

○樫委員長 今の御質問も文部科学省の方でよろしいでしょうか。

○枝文部科学省総合教育政策局調査企画課長 御質問ありがとうございます。

これまでこの年齢別のところにつきましては、OECDとしましては、10%を超えた場合には、データなしという扱いにするということは、近年、厳格化されたところございまして、従来、そこについてはぎりぎり9%台、10%未満に収まるように、データの推計をする形で対応してきたところございまして、今回、年齢別で取れることになれば、そこがきっちり対応できるということになると考えておりますので、そういうことで、かなり、従来、そういったことで、データなしということ避けられると考えております。

○樫委員長 委員の御質問は、年齢以外の部分にも、まだ日本として報告できていないのではないかと、そういう御質問だったと思いますから、一応、年齢について行えば、ほぼ日本と各国と足並みがそろおうという考えでよろしいでしょうか。

○枝文部科学省総合教育政策局調査企画課長 かなり膨大なデータを提供しておりまして、それを膨大なデータをOECDで取りまとめておりますので、国によってデータがあつたりなかったりというところはありますが、この年齢別の入学者数、卒業者数については重要なデータだと思っておりますので、そこは今回、しっかり対応してまいりたいと考えているところです。

○樫委員長 また後ほど、日本の協力状況がどういう状況であるかということ具体的に分かったら報告いただくような形でよろしいですか。

○内山総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官 今、白塚先生から御質問いただいたのは、要は、今回の年齢別入学者数以外の内容に関して、OECDに提供を求められているものがあって、提供できていないもの、あるいはしているものを、全体像として、どこまでカバーできているか、そういう御趣旨と理解すればよろしいでしょうか。

○樫委員長 そういう趣旨だと私も理解しました。

○内山総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官 分かりました。

文部科学省の方で、今、御回答できなければ、また後ほど取りまとめてということにいたしますが、いかがいたしましょうか。

○枝文部科学省総合教育政策局調査企画課長 どのような形でお答えするのがよろしいか、少し検討させていただいて、また追って御提供させていただければと思います。

○樫委員長 恐縮ですけど、よろしく願いいたします。

ほかに御質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは私の方からコメントさせていただきます。

今回予定されている調査事項の変更につきましては、国際機関への統計データの提供拡大を取組の一つとしている公的統計基本計画の趣旨にも沿うものであると理解いたしました。

また、文部科学省において、各学校に対して、事前に調査事項の追加に関する記入可能性の確認を行っていただき、調査実施に当たっての記入者支援についても準備を進めているということ、これはなかなかいいことだと評価できます。

論点自体は、かなり限られているようですので、津谷部会長におかれましては、今、委員の皆様方からいろいろな御質問、御意見ございましたけど、そういうことも踏まえて、

効率的に部会所属委員の意見を取りまとめて、次回の委員会において報告をお願いできればと考えます。

津谷部会長をはじめ、人口・社会統計部会に所属の委員の皆様方には、御審議のほど、よろしく願い申し上げます。

○津谷委員 承知いたしました。

○椿委員長 よろしく願いいたします。

それでは、次の議事に移ります。諮問第178号「国民生活基礎調査に係る匿名データの作成について」です。厚生労働省から御説明よろしく願いいたします。

○渡邊厚生労働省政策統括官付参事官付審査解析官 それでは、厚生労働省から説明いたします。

資料に基づき説明します。資料4の方を御覧いただければと思います。

厚生労働省におきましては、国民生活基礎調査の匿名データにつきまして、平成7年から28年まで、3年ごとの大規模調査に係る匿名データの作成・提供をこれまで行ってまいりました。今般、その続きになります。2019年の国民生活基礎調査の匿名データの作成に関しまして、関連資料を取りまとめ、本年3月30日の統計研究研修所匿名データ作成方法ワーキンググループにおきまして議論いただき、また、6月26日の同有識者会議におきまして御了承を得ることができましたので、本日、諮問させていただくこととしたものでございます。

それでは、早速ですが、諮問の内容について説明させていただきます。

最初に、資料4の2ページ目、諮問の概要の方を御覧いただければと思います。

最初、1とありますが、こちらは国民生活基礎調査の概要でございます。

次に2の作成方法の概要についてです。

総務省の定めるガイドラインに基づきます匿名化処理基準に準拠した秘匿措置、並びに過去の答申で提供しております平成28年国民生活基礎調査の匿名データに準じまして、作成・提供することといたします。

ただし、社会情勢の変化等を勘案し、当該年次の特性に応じた措置を講ずることとし、具体的には2019年の国民生活基礎調査の新規調査項目などにつきまして、新たな基準を設けることといたします。

3の匿名データの種類でございますが、こちらは従来どおり、人口、社会統計分野での利用が想定されます匿名データAと、世帯の所得及び貯蓄に関する分析に利用が想定されます匿名データBを作成することといたします。

次の4のその他でございます。匿名データの作成方法につきましては、総務省のガイドライン等を踏まえまして、統計研究研修所による検証を実施しております。

続きまして、本資料の別添1、2019年国民生活基礎調査匿名データの作成方針の方を御覧いただければと思います。こちらの方は、先ほど説明しました概要と内容が重なりますので、かいつまんで説明させていただきます。

まず、2の作成する匿名データの構成概要から御覧いただければと思います。

匿名データにつきましては、匿名データAと匿名データBの2つを作成する旨申し上げ

ましたが、これらのリサンプリングでございますが、従来、第1段階として調査区を、第2段階として世帯を抽出する2段階のリサンプリングを行っております。その上で、全体としてのリサンプリングにつきましては、これら2段階のリサンプリングを行った結果として、それぞれ約2割となっております。

なお、今申し上げましたリサンプリングの概要でございますが、こちらは別添2の審査表の最初のページでございます「リサンプリング」というところに記載しているものでございます。

資料戻りまして、次に3の適用する匿名化处理になります。

本調査の匿名データの作成方法は、原則として、総務省のガイドラインに定める匿名化处理基準に準じて行うこととなりますが、新規調査項目等について、幾つか変更してございます。

まず、健康票に関しまして、「サプリメントのような健康食品の摂取の有無」、それから「過去2年間の胃がんの検診状況」に関します調査項目が追加されており、これらについては、そのまま提供することといたします。

次に、所得票でございます。こちらにつきましては、貧困率を計算する際に必要となる等価可処分所得につきまして、OECDの基準に変更があり、2019年の国民生活基礎調査においては、新基準に基づく等価可処分所得の計測が可能となるよう調査項目が変更されております。

まず、2019年調査から追加となりました「昨年1年間の仕送りの有無と仕送り額」、これは送り出す方の額になりますが、こちらにつきましては、匿名化处理基準に基づきまして、トップコーディングを行った上で提供することといたします。

次のページになりますが、2019年以前の調査では、「企業年金の掛金」といった項目がございましたが、こちらにつきましては、2019年から「企業年金」及び「個人年金等」というふうに分割されております。こちらについては、それぞれ匿名化处理基準に準じたトップコーディングを行って提供することといたします。

さらに2019年調査では、「自動車税等」の金額を新たに把握することとされましたが、こちらにつきましては、リコーディング項目であります「税+社会保障」という項目に加えた上で、全体として匿名化处理基準に準じたトップコーディングを行い、提供することといたします。

ただし、過去の匿名データとの時系列的な接続を確保する観点から、この自動車税等を含まない「税+社会保障」につきましても、別途トップコーディングを行って提供することといたします。

最後に、世帯票の「子への仕送り」につきまして、分布の変化を踏まえまして、以前16万円以上としていたものを、10万円以上のトップコーディングに変更することといたします。

最後に、4のその他でございますが、2019年国民生活基礎調査から廃止となった項目を記載しております。それから属性の組合せ等によりまして、個体識別リスクが高いレコードが出現した場合は、適宜削除等の匿名化处理を行う旨を記載しております。

その他、個別の項目につきましては、別添の審査票に記載しております。

説明は以上となりますが、厚生労働省としましては、本委員会の御了解を得ることができましたら、本年度から匿名データの作成を開始したいと考えているところです。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○**樫委員長** 御説明ありがとうございました。

国民生活基礎調査の匿名データにつきましては、既に作成の実績があり、今回の諮問では、作成年次を追加するというごさございました。

過去の統計委員会の決定によりまして、重点的・効率的な審議の観点から、作成年次の追加に当たっては、先ほどから出ております匿名データの作成に係る匿名化処理基準の変更内容を確認する審議を行っており、統計研究研修所における検証結果や論点整理を最大限活用した上で、匿名化処理基準に準じて処理することを、委員長及び統計制度部会長が適当と認める場合には、審議を簡素化できるとされているところです。

今回の年次追加ですけれども、新規追加調査項目に伴う一部項目の変更や分布を踏まえた一部のトップコーディングの基準値の変更など、これまでの匿名化処理基準の考え方に沿ったものと考えます。また、厚生労働省は、統計研究研修所と連携して、検討・検証を行い、作成方針に問題がないことが確認されています。

このため、あらかじめ統計制度部会長の清原先生と私で確認して、匿名化処理基準に準じる処理が適当と認められ、部会に付託せず、本委員会で直接議論いただき、結論を得たいと考えることといたしました。このような対応でよろしいでしょうか。

部会長の清原先生、よろしく申し上げます。

○**清原委員** 統計制度部会長の清原です。

諮問第178号「国民生活基礎調査に係る匿名データの作成について」、統計制度部会長として、一言申し上げます。

先ほど樫委員長が御提案のように、本諮問については、匿名データの作成に係る匿名化処理基準の変更内容を確認する検討を行っておりますし、統計研究研修所における検証結果も得ております。加えて、先ほど御説明がありましたように、例えば、税金と社会保険について、調査事項の変更がございましたが、従来と同様の事項を提供することによって、特に時系列比較の有用性にも配慮する対応をさせていただいております。そこで、委員長と御相談して、部会には付託せずに、この委員会で御議論いただき結論を得たいと部会長としても考えました。以上、部会長として経過説明を付け加えさせていただきます。皆様にご了解をよろしく願いいたします。

以上です。

○**樫委員長** 清原先生、補足ありがとうございました。

いかがでしょうか。このような形で、この委員会での直接的な議論で結論を得るということでもよろしいでしょうか。特に御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○**樫委員長** どうもありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。

先ほどから厚生労働省の方から、いろいろな作り方についての御説明ありましたが、

これについて、何か委員の皆様方から御質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、取りまとめに入りたいと思います。

国民生活基礎調査に係る匿名データの作成につきましては、今、いろいろな議論をしたところですが、この委員会における答申の文書化というのは、これからということになります。ただ、統計委員会の判断としては、私がこれから申し上げるような内容になると考えるところです。

なお、委員の皆様方のお手元にお配りしている資料もありますので、それを御参照いただければと思います。よろしいでしょうか。

本計画は、総務省統計研究研修所における検証結果を踏まえて審議した結果、調査対象者の匿名性及び学術研究等における有用性が確保されるものと認められることから、本計画で2019年国民生活基礎調査の匿名データを作成することは適当である。

理由等としては、見直しの内容と、先ほど部会長の清原先生にも御発言いただきましたけれども、時系列比較の観点からの有用性などに触れつつ、匿名性を確保するとともに、有用性が高まることから適当、そのような理由にしたいと思います。

文書化は、きちっとしなければなりませんけど、おおむね以上の内容を統計委員会の答申としたいと考えます。

これにつきまして意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

伊藤先生、よろしくをお願いします。

○伊藤委員 どうもありがとうございます。

今回の案に関しては特に異議はないですけれども、時系列評価できるような形でというところは非常に重要だと思ひまして、それについて少し御質問させていただければと思います。

私は、自分自身の研究においてはあまりこのデータを使っていなくて、詳しいところはよく分からないですが、個人レベルでは時系列ではつながらないという理解でしょうか。なかなか個人レベルでパネルデータ化するというのは非常に難しいのではないかと思います。

○樫委員長 厚生労働省に一応御質問ということでよろしいですよ。今の時系列比較に関して、何か補足いただくことございますか。

○渡邊厚生労働省政策統括官付参事官付審査解析官 厚生労働省でございます。

先ほど申しました時系列比較といいますのは、項目ごとの時系列比較でございまして、データごとという意味ではございません。項目として、同じ項目を匿名データの中に設けるという意味でございまして。

○伊藤委員 例えば、コーホートレベルで見れば時系列評価できるとか、そういう意味ではなくて、時系列で同じ項目を入れる、そういう意味ですか。

○渡邊厚生労働省政策統括官付参事官付審査解析官 そういう意味でございまして。

○伊藤委員 分かりました。

今回の案自体は、取りあえずこれでよろしいのではないかと思います。例えば、将来

的に調査対象者の何らかの属性ごとにコーホートなどに分けて、それを時系列で追えるような形というのを考えると、さらには個人レベルでパネル化できるような方向というのを考えなくていいのでしょうかというのが御質問です。

このようなタイプの統計に関して、諸外国でパネルデータになっているのかどうか、その辺り、私もよく知りませんが、例えば、失業などに関するような統計ですと、個人レベルで、かなり長期のパネルデータを提供しているような国などもあります。将来的には、個人の長期のパネルを使って、より精緻な分析をしていく必要性というのもあったりするのではないかなと思います。

今回の案に関する話とは違いますけれども、将来的に、より精緻に時系列で分析をしていくという方向性を少し考えていただけるとよろしいかと思います。

以上、コメントです。よろしくお願ひいたします。

**○樫委員長** いかがでしょう。もちろん地域とか、いわゆる都道府県、あるいは政令都市レベルでは、国民生活基礎調査とか、そういうものについての時系列を今回の中からやれるというような、マイクロデータでというのはなかなか大変ではないかと思いますが、その方向性は、今、伊藤先生からも期待はされたということかと思ひます。

**○渡邊厚生労働省政策統括官付参事官付審査解析官** 現在の匿名データの作成方法によりますと、データの個体識別リスクを抑えるという観点で匿名化を図っておりますので、現状のやり方を続ける範囲では、データのパネル化といった考え方はなかなか取り入れるのは難しいと思ひます。もし、伊藤先生のような考え方で匿名化を図るということ再度検討するということであれば、これは厚生労働省単独ではなかなか難しいと思ひますので、省庁全体での検討になるかなと考えております。

**○樫委員長** どうもありがとうございました。

これはかなり大きな問題だと思ひます。実際にマイクロのパネル形式の統計を将来的に日本の統計の中に作るかどうかと、そういう大きな問題かと思ひます。今回の匿名データの作成というのは、それとは違う視点で作られているという御回答でした。

伊藤先生、非常に大きな問題提起はしていただいたと思ひますけど、匿名データの作成という問題については、今回、厚生労働省が話されたような限界もあるんだろうと、これまでもそのように作っていたということでもよろしいでしょうか。

**○伊藤委員** はい。承知しました。今回はこれまでの形でというのでよろしいかと思ひます。

私のコメントの話は、また少し違った形のデータ作成を考えないといけない話になるのだと思ひますが、少し頭の片隅に置いていただいて、将来的に、このような必要性があるかどうかというのも、何かの機会に検討していただけるとよろしいかと思ひます。よろしくお願ひいたします。

**○樫委員長** どうもありがとうございました。

それでは、一応、先ほど少し私説明いたしましたけれども、席上配布の答申案に関しての整理ですけれども、これについて御異議等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○**樁委員長** もし、この内容でよろしければ、一応、統計委員会の答申という形になりますので、この場で採択させていただき、細かな文言については、委員長の私に御一任いただければと思いますけれども、このような進め方でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○**樁委員長** どうもありがとうございました。特に御異議認められませんでした。それでは、そのようにさせていただきます。文言の整理をして、本日付で決定として、本会議の資料としたいと思います。どうもありがとうございました。

それでは、次の議事に移りたいと思います。次の議事は、部会の審議状況についてです。

最初に、サービス統計・企業統計部会での港湾調査の変更に関する審議状況について、部会長の菅先生から、御報告よろしくお願いたします。

○**菅委員** サービス統計・企業統計部会の審議状況について御説明いたします。港湾調査の変更、第1回部会の概要でございます。

本件につきましては、7月の委員会で諮問された後、7月31日に1回目の部会を開催しましたので、資料5に基づき説明いたします。

まず、「(1) 本調査の実施体制」についてです。

本調査においては、船舶の概要、乗降人員、荷物の積み卸しといった調査事項について、各港湾において、その実態を把握している者に調査を依頼するとともに、NACCS（輸出入・港湾関連情報処理システム）の行政記録情報等も活用して、調査票を作成しています。

このように、調査方法が複雑な状況を踏まえ、令和元年答申において、調査方法の再整理を行うことが今後の課題として指摘されていますので、1回目の部会では、まず、今回の変更内容の審議に入る前提として、本調査の実施体制を確認することとしました。この点について、国土交通省から、全国の港湾における担当者や統計調査員の体制、兼務状況、役割分担や、調査票の作成・回答方法、NACCSデータの利用状況などについて、報告を受けました。

これらについて、委員からは、各港湾におけるチェック体制について、国で統一的なチェックリストを整備するなど、チェック体制をより高める方法を検討すべき、そして、サイバーポートの導入でシステムによるチェックが進むとしても、現時点で何をチェックしていて、どういうチェックが必要なのか、整理する必要があるのではないかと、システムでは解決できない人為的なミスが、実務上、どのようなところで発生しているのかについても把握すべき、といった御意見がありました。また、NACCSデータの利用については、同データを利用していない港湾があるのは、購入費用の制約があるためなのかといった御質問もありました。これらを踏まえ、次回の部会において、調査票のチェック体制などについて、引き続き審議することとしました。

次に、「(2) 調査方法の変更」についてです。

令和6年調査から導入するサイバーポートについては、令和5年1月に4つの港で試験導入した効果や課題について確認しました。また、令和5年12月に予定されている試験運用について、基幹統計調査の実施に支障は生じないことを確認しました。

これらについて、委員からは、サイバーポートの導入により、外貿については、NACC Sデータからデータを取り込めるようになるが、内貿についても、Excelや紙の調査票の読み込みではなく、自動で取り込めるような仕組みを考えてはどうか、サイバーポートの利用を積極的に働きかけるといふ点について、例えば、現在、国土交通省が提供している共通集計システムを使用している港湾については全て、サイバーポートを使用してもらうような対応はできないのか、サイバーポートの利用促進については、行政側のメリットだけでなく、民間企業に導入してもらうためのインセンティブを考えることが重要など、幅広い御意見がありました。

これらを踏まえ、次回の部会において、サイバーポートの導入効果や移行推進に向けた方策などについて、引き続き審議することとしました。

次回の部会では、1回目の部会における指摘に対する国土交通省の回答を踏まえて、引き続き本調査の実施体制、調査方法の変更について審議するとともに、残りの変更事項と前回答申における今後の課題への対応状況等について審議を行う予定です。

私からの説明は以上であります。

**○樫委員長** 菅先生、説明ありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして、何か御質問等あれば、よろしく願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、私の方からコメントさせていただきます。

第1回の部会では、本調査の実施体制を確認するとともに、今回諮問された変更点のうち、調査方法の見直しの方向性について審議が行われたとのことでした。その中で、調査票のチェック体制やサイバーポートのシステム設計、その利用促進方策についても、活発に意見が交わされたとのことでした。

本調査は調査方法が複雑な上に、港湾関連の各種手続などと密接不可分であることもあって、大変議論が難しいことと思いますし、残された論点も非常に多岐にわたっているようですが、部会長の菅先生をはじめ、サービス統計・企業統計部会に所属の委員の先生方には、引き続き精力的な御審議をよろしく願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

**○菅委員** 承知いたしました。

**○樫委員長** お願いいたします。

それでは、次の議事に入らせていただきます。第IV期基本計画のフォローアップ審議の充実に向けてです。

最初に、これは事務局の方から御説明よろしく願いいたします。

**○植松総務省統計委員会担当室次長** 統計委員会担当室でございます。資料6-1、6-2を御覧いただければと思います。

1枚おめくりいただきまして、まず、こちら、問題意識ということでございますが、統計法施行状況報告に関しましては、前年度分につきましては、前回の統計委員会の方で御報告させていただきまして、御審議の方で一定の取りまとめがされているところでござい

ます。第Ⅲ期基本計画は一区切り付いておりまして、それで第Ⅳ期基本計画につなげていくという、そういう趣旨になってまいります。

それから、第Ⅳ期基本計画の方では、その基本計画のフォローアップにつきましては、具体的には、こちらの方の記載がございます。これを踏まえまして、統計委員会における審議の充実に向けて、その具体的な方策について検討する必要があるということでございます。

内容、こちらにございますけれども、ここのアンダーラインのところを御覧いただければと思いますが、統計委員会は、基本計画に盛り込まれた事項につきまして、それらの実施状況等の確認に加え、個々の統計調査における調査環境等の実情、あるいは今後の見通しなど考慮し、関連指標等も効果的に活用してモニタリングを行うなど、評価の充実を図り、改善を後押しするようなフォローアップを行うと、このような記載がございます。それに基づきまして、関連指標、あるいはそれに類するようなものを、今後のフォローアップでどういったものがあるか、そういったところを御議論いただければと思っております。

次のページを御覧いただければと思います。

現状、基本計画のフォローアップの審議、既にいろいろやっておりますが、統計委員会の方で、基本計画に基づきまして、各府省が行いました取組の実施状況等を実際に確認、テーマ等も選定した上で、検討・評価いただいているというのが今の実績でございます。

それを踏まえまして、客観的な根拠に基づくような審議、あるいは情勢変化をタイムリーに反映するような審議のために、今、指標というような話がございましたけれども、ここに①、②、③と3つございますけれども、まず全体の状況を俯瞰できるような指標、あるいは基本計画におきまして、目標の数値の設定、あるいは早期化等の取組が実際に求められているようなもの、そういったものに関する指標、あるいは実際の個別の事項、いろいろとございますけれども、そこに各府省における取組の効果として、有用と考えられるような指標、このような3つの指標の考え方があるのかなということで書いております。このような指標に基づきまして、実際に御審議に当たっては、例えば、動きがない、あるいは急激に変化したような指標というところを審議対象に選定していくような使い方、あるいは指標等から効果が高い、あるいは低いと考えられる取組を、実際に取組の状況も踏まえて、その取組の拡大、あるいは見直しについて検討していくと、そういった使い方が考えられるだろうと思っております。

具体的なものとして、次の4ページ目のスライドでございますけれども、①、②、③、先ほどの整理でございますけれども、このようなものを、①全体の指標に関しましては、例えば、調査票の回収状況とか、e-Statのアクセス件数、それから、2点目のところにつきましては、オンラインの回答状況等々でございます。それから3点目は個別の指標ということで、幾つかここに掲げさせていただいております。

実は、こちらの資料につきましては、事前に先生方にお伺いさせていただいております。それに基づきまして、資料6-2というものが、4人の先生から実際に御指摘、どういった指標がいいとか、そういったものをいただいているような資料を付けてございます。

個別には御紹介しませんが、例えば、e - S t a t の関係では、数字、指標と申し上げると、どうしても定量的な指標というイメージが湧きますが、アンケート等を使って質的な評価ができるのではないかという御指摘が1つ目、もう一つは、似たような関係ですが、やはり数値化、指標化につきましては、なかなか難しい面があり、一定の意味はあるのですが、過度に依存するというのは、避けた方がいいのではないかというような御指摘がございます。

それから、次のページでございますのは、例えば、やはり数字だけではなくて、定性的な話で中身が分かるようなもの、あと個別にもこのような指標があるのではないかという御提案、それから使っている人の使いやすさに関する指標といったような感じで、質の評価という観点、あるいは個別の御指摘が見られているところでございます。

それで、もう一回、元の資料に戻っていただきまして、4ページ目のスライドですが、こちらに幾つか、今の御指摘も踏まえて追記させていただいております。例えば、②の2点目の調査票状況の提供手続等の状況ということで、関連の指摘がございましたので、このような表記に追加したり、あるいは留意事項のところを御覧いただければと思いますが、関連指標等における数値の変動要因は様々ということで、質の話がありましたが、指標等の変化のみをもって評価するのではなくて、各府省の取組内容、実際に御報告いただいたところと組み合わせ、総合的に評価を行うといったような御趣旨のニュアンスをここに追記させていただいております。

最後のページですが、実際にこのような関連指標等につきまして、統計委員会の方の御議論も踏まえて、総務省政策統括官室で整理していただくこととなりますが、視点としては、定量的なデータだけではなくて、やはり状況の判断が困難、あるいはミスリードするような場合もありますので、関連指標等の作成に当たっては、先ほど利用者の意見といった話がありましたが、利用者、あるいは報告者の意見といった幅広い多様な意見を吸収して、質的に評価するような定性的な情報も併せて検討いただくのがいいだろうというのが1点目でございます。

それから、先ほどのページに、いろいろな指標の例示を出しましたが、今後、委員会の方の御審議に、あるいは各府省のお気付き等々も踏まえて、充実、見直しを図っていただくことが必要であろうと思っております。

総務省政策統括官室におかれましては、このようなところに留意した上で、来年度の統計法施行状況報告を取りまとめていただくという方向性で臨んでいただければと思っております。

統計委員会担当室事務局としては、以上でございます。

**○椿委員長** 御説明ありがとうございました。

それでは、ただ今の御説明につきまして、何か御質問等あれば、よろしく願いいたします。よろしいでしょうか。

かなり質的なものをきちんと重視しろ、あるいは顧客視点といいますか、そういうようなもの。今まであまりそういう情報をきちんと、もちろん取っていらっしゃるところもあるかもしれませんが、そういうことをきちんと指標というものの中に反映させるという

御意見を、委員の皆様方から受けております。

白塚先生、よろしく申し上げます。

○白塚委員 e-S t a tの話が、結構いっぱい出ていましたので。

○樫委員長 そうですね。e-S t a t。

○白塚委員 それで、このデータベースは、基本的に、いろいろな統計表の、そのままのデータを集めているだけなので、あまり使いやすくないというのは、そうだと思います。だから少数だけ見てもしょうがないというのもそうですし、ただ、この関係で、さっき何人かの先生もおっしゃっていたような、使い勝手についてのアンケートとか、施行状況報告の取りまとめの一環としてやるようなNPO構成というのは、何か考えられるのかを少し教えてください。

○樫委員長 どうもありがとうございます。いかがでしょう。もちろん、我々がそういうことをきちんと重視するという形で情報収集をお願いすることは可能かという、そういう御質問ですよ。

○植松総務省統計委員会担当室次長 ありがとうございます。私どもの方でも、利用者、幅広く御指摘いただくために、国民の声といったようなスキームで、今、いろいろな声を収集したりしております。あるいは、既存の仕組みの中で似たような仕組みもあるかもしれませんが、そういったものも最大限活用した上で、やはり利用者の声、どうやって吸収するか、重要な視点だと思いますので、検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○樫委員長 どうもありがとうございました。いわゆるパッシブな計測じゃなくて、こちらから語りかけて聞くようなことも可能かどうかということも一つの論点じゃないかなと思います。

清原先生、よろしく申し上げます。

○清原委員 ありがとうございます。清原です。今の御質問に触発されて申し上げます。

例えば、4ページに関連指標等として考えられるものとして例示をさせていただいてます中で、公的統計の品質向上とともに、調査に回答される方、利用者の視点を重視するというのを、この間、共有してきました。そこで、例えば、今、e-S t a tの件が例示されましたが、2番目のところで、例えば、「オンライン回答の状況」で、オンライン回答の比率が高いところ、低いところというのは引き続きあると思います。その場合、どうしてオンライン回答比率が高いのか、あるいは低いのかといった要因について、全ての公的統計については難しいかもしれませんが、幾つかの統計については、調査対象者へのヒアリングができたらいいなと思います。あるいは3のところであれば、「行政記録情報の活用」についても、この間、皆様とかなり有用性は共有してきたのですが、できるものできないもの、あるいは有効性が高いと確認されているもの、あるいはなかなか展開できないものがありますが、そのことについても、ケーススタディーというのでしょうか、全てにするのではなくて、例えば、活用した好事例については、より詳細に把握することによって、他の府省庁へのポジティブな情報提供になるかもしれません。「定量的なものだけではなくて、定性的に」という御提案が委員の皆様から多く出されている現状を見ます

と、定性的というところの把握について工夫をしていく部分を少しでも増やせばいいと思って、伺っておりました。

以上です。ありがとうございます。

**○樫委員長** どうもありがとうございます。まさにそういう工夫を我々も事務局も一緒に考えていかないといけないのかなと思って伺いました。ありがとうございます。

ほかに御意見、御質問いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、どうもありがとうございました。私の方からコメントさせていただきます。

この件につきましては、統計委員会で行っている基本計画のフォローアップ審議を充実させるため、関連指標の報告を求め、これを審議に活用させていくという考えで出てきたことでございます。

関連指標については、公的統計の整備を行っていく中で、最初に、先ほどありましたけど、その現状を俯瞰的に把握するとともに、各府省の取組の効果を客観的に把握するという意味で、定量的な部分が可能ならば、それは有益なものだと考えます。

一方で、先ほどから言いますけど、指標というものについては、いろいろな原因で動いているということ、その使い方には留意が必要であって、まさに今日ありましたけれども、アクセス件数が多いというのは、ひょっとしたら、いろいろな検索を繰り返し行ってしまう、一発で行きたい情報に行かないからアクセス件数が多くなると、そういうようなこともあり得るわけで、指標のみによる評価というものが難しいということも我々は認識しなければならぬと思います。

このため、この関連指標の取扱いにつきましては、統計委員会としても、基本計画のフォローアップ審議を行う中で、今後も審議を重ねながら、指標自体のPDCAサイクルとして、見直しや充実、そういうものに取り組んでいけばと思います。今日ありましたように、定性的な部分というものをどう考えるかということも、非常に、我々自身がきちんと議論すべきことじゃないかと思えます。

総務省におかれましては、委員の先生方から頂戴した意見なども踏まえて、さらに検討いただいて、来年度の施行状況報告に反映いただければと思いますので、準備について、よろしく願いいたします。

また、関連指標の報告に当たりましては、各府省の皆様方にも、いろいろ御尽力いただくことになると思いますので、是非とも御協力よろしくお願い申し上げます。

それでは、本日用意しました議題は以上となります。

それでは、次回の委員会の日程につきまして、事務局から連絡、よろしくお願いいたします。

**○萩野総務省統計委員会担当室長** 次回の委員会については調整中です。日時、場所につきまして、別途御連絡いたします。

以上です。

**○樫委員長** どうもありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、第196回統計委員会を終了いたしたいと思えます。本日はどうもありがとうございました。